

令和4年9月

清退共ご加入事業主 様

日本酒造組合中央会
独立行政法人 勤労者退職金共済機構
清酒製造業退職金共済事業本部

共済契約者の皆様へのお願い(清退共制度の履行確保について)

平素より清酒製造業退職金共済制度(清退共)をご利用いただき厚く御礼申し上げます。

清退共制度は、昭和42年の制度創設以来、日本酒造組合中央会と清退共の連携のもと、制度を円滑に運営しており、これまで延べ4万3千人の方に220億円の退職金をお支払いしております。共済契約者様におかれては、従業員の福祉増進を図るため、次の履行確保対策についてご協力をお願いいたします。

(1) 新たに雇用した従業員や再雇用した従業員の方が貴事業所にいらっしゃいましたら、清退共制度への加入についてご検討をお願いいたします。

新たに雇用した従業員等の加入申込みについて

<加入できる従業員>

清酒製造業で働く方々なら職種(杜氏、蔵人、びん詰め、ラベル貼等)にかかわらず加入できます。ただし、中退共・建退共・林退共の既加入者は加入できません。

中退共制度加入の従業員が、定年等により期間を定めて雇用される従業員に変わった場合には中退共制度から清退共制度へ掛金の通算が可能となっております。

(2) 被共済者への掛金納付を確実にお願いいたします。

証紙貼付と手帳更新について

共済手帳には、被共済者の就労日数分の証紙を貼付し、貼付した共済証紙には、必ず消印してください。また、年一回の共済手帳の更新を忘れずをお願いいたします。

(3) 貴事業所を退職し業界を引退される方がいらっしゃいましたら、退職金の請求手続きについてのご指導をお願い申し上げます。

退職金請求等について

被共済者が退職し、今後は清酒製造業で働かない場合は退職金請求手続きについてご指導をお願いいたします。

掛金納付月数24月(1ヶ月は15日)以上で請求できます。

制度の特徴を御紹介した『リーフレット』を同封いたしましたので、ご一読下さいますようお願い申し上げます。

各種手続き方法については、ホームページもご覧いただければ幸いです。



<お問い合わせ先>

独立行政法人勤労者退職金共済機構
清酒製造業退職金共済事業本部
TEL 03-6731-2887